

議案第二二号

三朝町恥買の給与に關する条例の一部を
改正する条例について

三朝町恥買の給与に關する条例の一部を別紙のと
改正するものとする。

昭和三十八年三月十一日提出

三朝町長 坂出 雅 己

昭和三十八年三月十九日原案可決

三朝町議会議長

矢田秀雄



三朝町取買の給与に関する条例の一部を改正する条例
三朝町取買の給与に関する条例（昭和二十八年三朝町条例第二十五号）の
一部を次のように改正する。

第一条中「超過勤務手当、休日給、夜勤手当、宿日直手当、期末手当及び
勤勉手当」を「時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、
期末手当、勤勉手当、特殊勤務手当及び寒冷地手当」に改める。

第二条中「超過勤務手当、休日給、夜勤手当」を「時間外勤務手当、休日
勤務手当、夜間勤務手当」に改める。

第九条第四項中「三万七千円」を「六万三千円」に改める。

第十五条（見出しを含む）中「超過勤務手当」を「時間外勤務手当」に改
める。

第十六条見出し及び同条第二項中「休日給」を「休日勤務手当」に改める。

第十七条（見出しを含む）中「夜勤手当」を「夜間勤務手当」に改める。

第十九条第一項中「三百六十円」の下に「（その宿直勤務が土曜日又はこ
れに相当する日に退庁時から引続いて行なわれる場合にあつては、四百二十
円）」を加える。

第二十条第一項に後段として次のように加える。

これらの支給日前一月以内に退取し、又は死亡した取買で町規則で定めるものについても同様とする。

第三十条第二項各号列記以外の部分中「支給日現在」の下に「（退取し、又は死亡した取買にあつては、退取し、又は死亡した日現在。以下本条第二項において同じ。）」を加え、「百分の九十五」を「百分の百」に、「百分の百七十」を「百分の百九十」に改める。

第二十三条第一項各号列記以外の部分中「六月十五日」を「三月十五日、六月十五日」に改め、同項に後段として次のように加える。

これらの支給日前一月以内に退取し、又は死亡した取買で町規則で定めるものについても同様とする。

第二十三条第一項第一号中「六月十五日」を「三月十五日」に、「六月以内」を「十二月以内」に改め、同項第二号中「十二月十五日」を「六月十五日及び十二月十五日」に、「同日以前十二月以内」を「それぞれその日以前六月以内」に改め、同条第二項各号を次のように改める。

一、三月十五日

百分の二十

二、六月十五日及び十二月十五日

百分の三十

第十九条の次に次の一条を加える。

（時間外勤務手当等の適用除外）

第十九条の二、第十五条、第十六条第二項、第十七条及び前条第一項の規定は、第八条第一項に規定する取にある取買には適用しない。

第三条 第三項の別表第三、第四を別紙のとおり改める。

附 則

(施行期日)

1. この条例は、公布の日から施行し、昭和三十七年十月一日から適用する。

(号給取員の切替え)

2. 昭和三十七年十月一日(以下「切替日」という)の前日において改正前の取員の給与に関する条例(以下「町条例」という)の規定により取員の等級の最高の号給以外の号給を受ける取員(以下次項において「号給取員」という)のうち、その者の切替日の前日における号給(以下「旧号給」という)が附則別表第一の切替表(以下「切替表」という)に掲げられている取員(次項に規定する取員を除く)の切替日における号給はその者の旧号給に

対応する切替表に定める号給とする。

3. 号給取員のうち、その者の旧号給が切替表に期間の定めのある号給である取員で、切替日において旧号給を受けていた期間がその者の旧号給に、対応する切替表に定める期間に達しない者は、昭和三十八年一月一日、同年四月一日又は七月一日のうち、切替日から起算して当該期間とその者の切替日において旧号給を受けていた期間との差に相当する期間を経過したことになる日以後の直近の日(以下この項において「切替日」とみなす日という)に、その者の旧号給に、対応する切替表に定める号給を受けるものとし、その者の切替日から切替日とみなす日の前日までの間における給料月額は、その者の旧号給に、対応する切替表の暫定給料月額の欄に掲げる額とする。

(旧号給を受けていた期間の通算)

4. 附則第三項の規定により切替日における号給を決定される取員に対する切替日以降における最初の町条例第

四、第六項の規定の適用については、その者が旧号給を受けていた期間（その者の旧号給が切替表に期間の定めのある号給であるときは、旧号給を受けていた期間から当該旧号給に対応する切替表に定める期間を減じた期間）を切替日における号給を受ける期間に通算する。

（旧号給を受けていた期間の特例）

5. 附則別表第二に掲げられている号給と号数を同じくする旧号給を受ける取組に対する附則第三項及び附則第四項の規定の適用については、これらの規定中「旧号給を受けていた期間」とあるのは、「旧号給を受けていた期間に三月を加えた期間」とする。

（施行日までの異動者の号給の決定等）

6. 切替日からこの条例の施行の日（以下「施行日」という）の前日までの間において、改正前の条例の規定により新たに給料表の適用を受ける取組となつた者及びその属する取組の等級又はその受ける号給若しくは給料月額に異動のあつた取組の改正後の町条例の規定による当該適用又は異動の日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間並にそれらの取組のうち附則第三項に規定する給料月額を受ける取組についての当該給料月額を受けることがなくなつた日における号給は、町長の定めるところによる。

（昭和三十八年六月三十日までの間の町条例第四系の特例）

7. 切替日から昭和三十八年六月三十日までの間は、町条例第四系第三項及び第四項中「号給」とあるのは、「号給又は附則第三項に規定する給料月額」と読み替へるものとする。

（特別給料表）

8. 切替表に定める号給が別表第三の給料表（以下「給料表」という）にない号給であるときは、その号給に対応する給料月額は附則別表第三の特別給料表に掲げる額とする。

9. 前項に規定する特別給料表は、給料表と同一の効力を有するものとし、その取組の等級における最高の号給

は、給料表の同じ職務の等級における最低の号給より一号下位の号給とみなす。

10. (勤勉手当の額の特例)

昭和三十七年十二月十五日において改正前の町条例の規定に基づいて支払われた職員、期末手当及び勤勉手当の額の合計額が改正後の町条例の規定によりその者が同日に支給されることとなる期末手当及び勤勉手当の合計額をこえるときは、改正後に支給されるその者の勤勉手当の額は、その差額を改正後の町条例の規定による勤勉手当の額に加算した額とする。

11. (暫定手当)

昭和三十七年十月一日以降当分の間、月額、暫定手当と町規則の定めるところにより支給する。

12. 前項の規定により支給される暫定手当の額は、町規則で定める。

13. 附則第十一項の規定により支給される暫定手当の額は、前項の規定による暫定手当の額に、昭和三十七年十月一日から昭和三十八年九月三十日までの間においては三分の一、昭和三十八年十月一日から昭和三十九年九月三十日までの間においては三分の二、昭和三十九年十月一日以降においては三分の三を乗じて得た額とする。

14. (暫定手当を基礎とする給金)

職員に暫定手当が支給される間、改正後の町条例第一条及び第二条第一項中「扶養手当」とあるのは「扶養手当、暫定手当」と、改正後の町条例第十八条中「給料の月額」とあるのは「給料の月額と暫定手当の月額との合計額」と、改正後の町条例第二十条第二項中「及び扶養手当」とあるのは「扶養手当及び暫定手当」と、改正後の町条例第二十三条第二項中「給料月額」とあるのは「給料月額と暫定手当の月額との合計額」と、改正後の町条例第二十三条第二項及び第十三条の二中「勤務地手当」とあるのは「暫定手当」とそれぞれ読み替えて、これらの規定を適用する。

(町規則之の委任)

15. 附則第二項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に關し必要な事項は、町規則で定める。

(給与の内払)

16. 改正前の町条例の規定に基づいて切替日から施行日の前日までの間において職員に支払われた給与は、改正後の町条例の規定による給与の内払とみなす。この場合において、改正前の町条例の規定に基づいて支払われた勤勉手当のうち改正後の町条例の規定により支給されることとなる勤勉手当の額をこえる部分は、改正後の町条例の規定により支給されることとなる期末手当の内払とみなす。